



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	解説
Citation	北大百年史, 史料(二), 761-812
Issue Date	1981-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30085
Type	departmental bulletin paper
File Information	siryo2_p761-812.pdf



解説

はじめに

本書には、札幌農学校開校以前に開拓使による技術者教育の一環として海外に派遣された留学生に関する史料に始まって、開拓使仮学校―札幌学校―札幌農学校の変化を経て、札幌農学校の終末に至る史料を編年に配列したもの（編年史料）を主とし、それらの史料を補う意味で仮学校当時の二冊の日誌（壬申日誌と明治六・七年日記）と、札幌農学校生徒の活動を示す開拓社記録とが収録されている。

札幌農学校は、明治五年に開拓使により設置された開拓使仮学校をその前身とし、明治九年にアメリカからクラークら三人の教師を迎え創立された。その後明治四〇年に東北帝国大学農科大学となるまでの約三〇年の間に、管轄は開拓使―農商務省―北海道庁―文部省と三度変遷し、その間に農学校の機構などもしばしば変化している。当時の諸文書の往復の背景にあるそのような変化を理解しておくことは、文書の理解を多少は助けるものとなるろう。

ここではまず札幌農学校の機構や職制、校長の権限などを、次いで文書の様式やそれに関する規程などについて概観し、あわせて収録史料の紹介をすることとしたい。

一 札幌農学校の組織・職制などについて

1 開拓使管轄期の札幌農学校

札幌農学校の前身である開拓使仮学校（仮学校と略称）は明治五年三月東京芝増上寺内に設置された。その後明治八年札幌に移転、札幌学校と改称し、九年には専門科を開設し、校名も札幌農学校と改められた。以後明治一五年二月に開拓使が廃止されるまで札幌農学校は開拓使の管轄下にあったが、開拓使の機構内にこの学校の占めた位置は仮学校と札幌学校—札幌農学校では異なっている。

仮学校は開拓使東京出張所の管轄下に設置された。当時開拓使は、札幌に本庁、函館・根室に支庁、東京に出張所を置いていた。東京出張所は仮学校が置かれたのと同じ増上寺内にあり、開拓次官黒田清隆（七年八月より長官）は常時ここで政務を執っていた。仮学校設置当時の東京出張所には庶務掛・金穀掛・用度掛などいくつかの掛が置かれていたが、仮学校の校務はこのような既設の諸掛には属さない「学校掛」あるいは「仮学校掛」と称する人々により運営されていた。掛の設置を示す史料を見いだすことはできないが、仮学校設置に伴い、事実上「学校掛」（または仮学校掛）が一掛として設置されたものと考えられる。

開拓使の機構内で仮学校が明確な位置づけを与えられるのは明治六年六月になってからである。この時開拓使の機構改革があり、従来の諸掛はすべて廃止され、東京出張所には庶務課・会計課・農業課・工業課・翻訳課・物産課・輸送課・仮学校課の八課が新設された。これにより仮学校教職員は開拓使東京出張所仮学校課に属することになった。

た。

仮学校には開校当初よりかなりの教職員が置かれており、その後併置された女学校や、電信生徒・測量生徒の管理も行っていたがその職制は明らかでない。『開拓使事業報告 第四編』（大蔵省編、明治一八年）には、仮学校開校当時の記事として「校長事務係教員舎監等ヲ定ム」とあり、また明治一五年に作成された札幌農学校沿革略（本書所収四八八、以下該史料の番号のみを記す）には「五等出仕荒井郁之助ヲ以テ校長トス」と、当初より校長が置かれていたように記述されているが、当時の文書には荒井を校長と呼んだものは見あたらない。荒井は学校掛とされた開拓使官吏中最も官等が高かったので、事実上の仮学校の責任者とされていたのであろう。

明治五年中より職制を定めようとする動きはあったが、確認しうる最初の職制は明治六年四月に制定された開拓使仮学校則例（七一）中のそれで、校長・教授・助教・級長・医官・事務・校内取締・玄関詰・門侯の職掌が定められている。校長の職掌は「校中諸官員ノ管督シ一切ノ校務ヲ判決スルヲ掌ル凡事務本使ニ稟議シテ之ヲ処分シ其常例成規アル者ハ便宜施行ス」とされているが、具体的にどの程度の権限が校長に与えられていたのかは明らかでない。校長には七等出仕調所広丈が「当分校長之心得ヲ以学校掛兼勤可有之事」との命を受け、これに当った。

明治八年札幌学校と改称し札幌へ移転したのに伴い、管轄は開拓使札幌本庁事務局へ移った。八年一二月に制定された「分局章程」によれば、学務局とは「学政ヲ督シ学校病院ノ事ヲ掌ル」機関で、「学制ヲ明ニシ教育ノ事ヲ督スルヲ掌ル」「督学課と「学校ノ資給及病院ノ事ヲ掌ル」理事課の二課が置かれている。

職制は移転後も従来のもものが襲用された（但し、八年七月より九年八月までの間、大主典森源三が職制上には規定のない「副校長」を命ぜられている）。しかし管轄が学務局に移ったため、札幌学校よりの伺・上申などは学務局（長）に提出されるようになった。ところがさきの分局章程が制定された後の九年ころから、同様の文書は札幌学校より直接上局にあて

提出されるようになっており、学務局が札幌学校の管理にどのようにかわったのかは今のところ明らかではなく、今後の検討が必要である。

明治九年札幌学校に専門科が置かれ、名称も札幌農学校と改められたが、開拓使の機構内における位置づけについては特に変化はない。ただ従来の職制は同年九月に改正され、校長以下の職掌・権限がより具体的に表現されるようになった。校長には職員の進退黜陟を本使に協議する権、生徒の進退につき判決する権、教授以下職員の分掌および舎則を設置する権、校務に関し「可非分明ナル者ハ専断之ヲ処分」する権などが認められ、また「事重大ニ関シ成規ナキ者ハ一切本使ニ稟議」する事が定められている（一九五）。教授以下の職制も同月中に制定された（二〇九）。それによれば札幌農学校職員は生徒の教育および生徒に関する諸事務（懲罰・褒賞・顧問等の受付など）や宿直などを職掌とする「教授」、書籍や物理化学器械の管理に当る「書器專掌」、会計出納および公文往復を担当する「理事」の三種に分けられている。

クラークをはじめとする外国人教師たちが右の職制にある教授に該当するか否かは明らかでない。「教頭」や「校園監督」の職が彼らにより受け継がれ、学業課程の制定や外人教師雇入れについての勧告、あるいは校園経営に関する発言をし、また他の外国人教師たちもそれぞれの分野に応じて書籍や物理化学等の諸実験用品の購入についての申し入れをするなど、初期の札幌農学校の教育施設等を整備する上でも重要な役割を果たしているが、職制上にはそれらに関する規程はなく、外国人教師たちは職制からは独立した別格の存在ではなかったかと思われる。なお開拓使管轄期の札幌農学校邦人教職員はすべて開拓使札幌本庁学務局に属する官吏で、農学校固有の教職員はまだ形成されていない。

2 農商務省管轄期の札幌農学校

明治一五年二月に開拓使は廃止された。開拓使による諸事業のうち一般的地方行政にかかわることがらは新たに設置された函館・札幌・根室の三県に、その他は大蔵・工部・農商務など七省および東京府に受け継がれた。札幌農学校は農商務省の管轄となり、同年七月からは同省農務局に属した。農商務省ではすでに駒場農学校を管轄しており、二つの官立農学校の管理に当ることになったわけである。翌一六年一月農商務省に北海道事業管理局が設置された。これは旧開拓使下にあった諸工場・牧場などの事業を引き継ぎ、いったん工部省に属した幌内炭鉱や鉄道なども吸収して、それらの事業を經營するために設置されたもので、札幌農学校もその所轄となった。

一五年九月農商務省所轄学校職制が制定され、校長・幹事・教授・助教が置かれることになった(四九六)。これは単なる職名ではなく官名であり、札幌農学校はここに初めて固有の教職員を有するようになった。校長には調所広丈の後を受けて一四年二月より校長の職にあった農商務少書記官森源三が改めて兼任され(一六年一月)、幹事には井川洌が任ぜられた(一五年二月)。このほか一六年中には教授として橘協・豊原百太郎が、助教として大島正健・内田濤・南鷹次郎・宮部金吾・山崎益らが任ぜられている。

一六年三月、北海道事業管理局所轄事業事務所規程が制定され、校長の職務権限が明示された。

北海道事業事務所規程

第一条 事業事務所ハ左ノ區別ニ因テ其場所ノ事業ヲ管理ス

札幌農業事務所 所管〔略す〕

札幌工業事務所 所管〔略す〕

炭礦鐵道事務所

札幌農學校

七重農工事務所 所管〔略す〕

根室農工事務所 所管〔略す〕

紋蠶製糖所

第二條 事務所長ノ權限ハ左ノ如シ

第一 局長ノ命ヲ受ケ其所中ニ屬スル一切ノ業務ヲ維持監督シ總テ主管ノ処務ニ付テハ局長ニ對シテ其責ニ任ス

第二 副長ハ權限所長ニ亞ク常ニ所長ノ職務ヲ補佐シ所長事故アルトキハ其事務ヲ代理シ副長ヲ置カサル各所ハ其所中所長
次席ノ官吏ヲ以テ代理セシムルヲ得

第三 所中ノ事務条項ヲ定メ科長ヲ命シ又ハ各事業場ニ場長ヲ置キ職員ヲシテ事務ヲ分担セシメ或ハ適宜交替スルヲ得但准
奏任以上ヲ以テ科長若クハ場長トナサントスルトキハ其旨ヲ局長ニ申出ヘシ

第四 判任以下ノ進退黜陟ハ局長ニ申出ヘシ月俸式拾円以下日給六拾五錢以下ノ傭員ハ之ヲ專行スルヲ得
但日給六拾五錢以上ト雖トモ定例規則ニ拠リテ雇入ヲナスモノハ此限ニアラス

第五 其所管内ノ事業場ヲ巡視シ及ヒ職員ニ其出張ヲ命スルコトヲ得

第六 判任以下父母ノ看病婦省願ヲ聞届又ハ除服出仕ヲ許可シテ後チニ之ヲ局長ニ届出ルヲ得

第七 主管ノ事務ニ付各庁ニ對シ所長ノ名ヲ以テ照會往復スルコトヲ得

第八 外国人ニ對スル事件ニシテ事ノ重大ニ屬セサルモノハ條約書ニ照シ適宜処分スルヲ得

第九 農業取扱其他諸職工農夫牧夫ヲ雇入レ或ハ放免シ或ハ其給料ヲ第四項但書ノ制限内ニ於テハ適宜ニ増減スルヲ得

第十 職工其他非常勉勵スルモノハ即時勦獎セサレハ其機ヲ失スルト認ムルトキハ金五円以下ノ手当金ヲ給与シテ後チ二局長ニ申出ルヲ得

第十一 毎年事業場ヨリ生スル物品及ヒ牛馬等ノ払下ヲナサントスルモノハ其種類品数等予算ヲ立置キ払下ヘキ物品ト存在スヘキモノトヲ区別シ之ニ代価見積書并意見書等ヲ付シ前以テ局長ニ申出認可ヲ受クベシ

第十二 事務所予算ノ費目内ニ於テハ外国品ヲ除クノ外其事業ニ要用ナル材料其他ノ物品毎個金五拾円未満ハ直ニ購入スルヲ得若シ五拾円以上ニ上ルモノ急需ヲ要シ伺定ノ暇ナキ時ハ購入ノ後其事由ヲ具シ局長ニ申出ヘシ

但東京ニ於テ払下又ハ購買スルトキハ本局物産課ニ於テ取扱フヘシ

第十三 家屋ノ新築ヲ要スルトキハ其費額金五拾円未満修繕ハ従来ノ体面ヲ変換セサルモノハ直ニ着手スルヲ得

但新築費本文ノ金額ヲ超過シ及ヒ修繕ノ体面ヲ変換スルモノト雖トモ天災時変等ニ遭遇シ伺定ノ暇ナキトキハ臨時着手ノ後其事由ヲ具シ局長ニ申出ツヘシ

第十四 主管ノ事務ニ於テ処分セシモノハ三ヶ月限り取纏メ之ヲ局長ニ報告スヘシ

第十五 札幌農学校長ノ校務取扱ニ於テモ均シク此権限ヲ通用スルヲ得尤モ学校職制ニ明文アルモノハ該職制ニ依ル尚幹事

以下職員ニ分掌ヲ命スルハ校長ノ権内トス

第三条〔略す〕

第四条 事務所ノ会計出納事務ハ特ニ本局会計課ヨリ派遣スル所ノ吏員ニ於テ担当セシムヘシ

〔農一二五〕

この規程は一七年五月に改正されているが、内容に大きな違いはなく、校長職務権限はやはり他の北海道事業管理局所轄の事業事務所長と同等のものとされている。一八年六月同規程は再度改正された。ところが改正された規程中には札幌農学校長に関する条項はなく、それ以後の校長権限については不明である。

校内においては庶務科および会計科の二科が置かれ事務の分掌が図られた。庶務科はさらに教務掛・常務掛・職務

掛・図書掛・博物掛・農園掛の六「掛」に、會計科は検査係・主計係・出納係・財産係の四「係」に分けられ、校内の事務機構もかなり整備されるに至っている。明治一八年一〇月に定められた兩科の事務条項は次のとおりである。

庶務科事務条項

教務掛

- 一 校則及課程ニ関スル報告等ヲ整理スルコト
 - 一 教員會議ニ関スル事務ヲ整理スルコト
 - 一 生徒ノ進退ニ関スルコト
 - 一 生徒ニ関スル諸証書ヲ整理保管スルコト
 - 一 学士及生徒ノ明細書ヲ調査スルコト
 - 一 令達諭告等生徒ニ伝達スルコト
 - 一 學術ニ関スル報告書及雜誌類ヲ管掌スルコト
 - 一 教場ノ取締ニ関スルコト
 - 一 貸費生ノ支給ニ関スルコト
- 常務掛
- 一 議案ヲ審査シ及字句ヲ修正スルコト
 - 一 移文案ヲ起草スルコト
 - 一 校長及校名ヲ署スル文書ヲ淨写スルコト
 - 一 但附屬書類ハ主務者之ヲ淨写ス
 - 一 公文ヲ編纂保管スルコト

一 他科及他係ニ属セサル事務ヲ処分スルコト
職務掛

一 諸令達移文等ヲ回示スルコト

一 校員ノ進退ニ関スル事務ヲ調査スルコト

一 校員名簿及履歴簿ヲ調製スルコト

一 出勤簿ヲ調査スルコト

一 本校ノ諸報告及統計表ヲ編輯スルコト

一 典礼ニ属スルコト

一 本校一切ノ文書ヲ受付スルコト

一 文書件名簿ヲ整理シ及処分遅滞ノ件名ヲ調査スルコト

図書掛

一 本校図書ノ出納及書庫ニ関スル事務ヲ整理スルコト

博物掛

一 博物場及植物園ニ関スル事務ヲ整理スルコト

農園掛

一 農園ニ関スル事務ヲ整理スルコト

會計科事務条項

検査係

第一 會計ニ関スル回議ヲ検査スル事

第二 會計簿記及財産ヲ監査スル事

第三 物品貯蔵ノ倉庫開閉ニ臨視シ及現在額ヲ検査スル事

第四 金銭及財産上ノ諮問ニ答フル事

主計係

第一 收入経費及外国ニ関スル費用ノ予算書ヲ調整スル事

第二 收入予算ノ増減ヲ報告スル事

第三 経費科目ノ流用ヲ調整スル事

第四 收入経費ノ決算帳ヲ調整スル事

第五 歳出入決算報告書ヲ調整スル事

第六 金銭ノ簿記ヲ主理スル事

第七 金銭出納日計表ヲ調製スル事

第八 金銭ノ受入及送遣ノ手続ヲナス事

第九 本局納付金ヲ調整スル事

第十 收入金及報告ノ回議書ヲ調製スル事

第十一 仮払金ヲ精算スル事

第十二 收入経費ノ精算帳ヲ調整スル事

第十三 收入支出ノ証書ヲ整理スル事

第十四 本局寄托金ヲ精算スル事

出納係

第一 金銭ノ納払及金券ノ取扱ヲ為ス事

第二 金銭ヲ発遣スル事

第三 現金在高日計表ヲ調製スル事

第四 現金受払簿ヲ主理スル事

第五 郵便及電信切手ヲ出納スル事

財産係

第一 事業用ニ非サル土地家屋其他ノ財産ヲ保管スル事

第二 物品ヲ売買シ及授受スル事

第三 諸物件ノ出納帳簿ヲ主理スル事

第四 所中財産ノ増減ヲ明ニシ財産台帳ヲ主理スル事

第五 庁廩及付属建物ノ營繕土木并其地所ヲ処理スル事

第六 物品在高日計表ヲ調製スル事

第七 販売物品受払ヲ為ス事

3 北海道庁管轄下の札幌農学校

明治一九年一月、函館・札幌・根室の三県および農商務省北海道事業管理局は廃止され、北海道庁が設置された。同年一月二六日に制定された北海道庁官制中に、学務官として農学校長・農学校幹事・農学校教授・農学校助教に関する規程が含まれている（六二二）。この農学校とは札幌農学校のこと、これ以後明治二八年四月に文部省の直轄となるまでの九年余の間、札幌農学校は北海道庁の管轄に属した。なお北海道庁の所轄となつて後の一時期、校名が単なる「農学校」とされたことがある。これは右の官制上の文言によりそのように表現されたのであろうが、旧名に復

すべく北海道庁長官岩村通俊より内閣総理大臣に対して、一九年四月二日付けで「当庁農学校ハ従来札幌農学校ト稱シ候ニ付依旧名稱相用度此段上申候也」との文書が出され、同月三〇日に認許されている。

同年一二月、北海道庁官制の改定と同時に札幌農学校官制が制定され、「札幌農学校ハ北海道庁長官ノ管理ニ属シ農工ニ関スル學術技芸ヲ教授スル所トス」と規定された(六四六)。この時期の農学校の組織や職制について述べる前に、まず上部管轄機関である北海道庁の機構を概観しておこう。

一九年一二月の北海道庁官制により、事務機構は四部に分けられた。第一部では職員進退文書往復・官印庁印の管守・記録編輯統計報告・学務衛生社寺・警察監獄・兵事戸籍褒賞賑恤区町村費・外国人などを、第二部では農工商務・地理山林・水陸運輸・漁獵を、第三部では河港堤防道路橋梁排水溝渠・鉄道工事官衙の建築修繕を、第四部では金銭物品の管理出納収支・予算決算・国税地方税の賦課徴収・公債証書貸下金準備米を、それぞれ管掌事項としている。二二年二月の官制改正により第三部は第二部に併合され、第四部は第三部と改称されている。

北海道庁長官は内閣総理大臣の直属とされていたが、二三年七月より府県と同様に内務大臣の直属となった。また二四年七月には先の機構も改革され、北海道庁の事務は長官官房・内務部・警察部・財務部および監獄署により分掌されることになった。このうち長官官房では官吏の進退身分・文書の往復・官印庁印の管守・記録編輯統計報告・外国人に関する事項を、内務部では学務衛生社寺・地理山林・官衙の建築修繕などを分掌した。

一方札幌農学校にもその組織や職制上にいくつかの変化があった。札幌農学校は明治九年の開校以来、専門科である本科(農学科)とその予備教育機関である予科(時期により名称は異なる)を有していたが、二〇年三月には専門科としての工学科と簡易農事教育機関としての農芸伝習科を、二二年九月には兵学科をも併置した。職員の種類は官制により定められ、当初は校長・幹事・教授(以上奏任官)・助教・訓導・舎監・書記(以上判任官)とされていたが、二四年七

月の官制改正により校長・教授（以上奏任官）・助教授（判任官）・舎監（奏任官）・書記・技手（以上判任官）となった（七八〇）。校長の職務権限は一九年四月に「校長委任条項」として定められ、学業課程や校務分担の決定、現業取扱人の進退等々についての権限が与えられている（六二九）。二〇年六月に「校長限り処分事項」と改められ（六七二）、二一年二月にはそれに追加がなされているが（六九二）、基本的には「校長委任条項」を継承し、若干の校長権限の拡大がなされたものと考えられる。なお明治一四年以来校長を勤めてきた森源三は一九年十二月にその職を解かれ、その後二〇年三月までの間北海道庁理事官佐藤秀頭が校長事務取扱として校務を統轄した。二一年一二月から第三代の校長として橋口文蔵が任ぜられたが、二四年八月には解任されている。その後を継いだのは札幌農学校一期生で、二〇年以来札幌農学校幹事の職にあった佐藤昌介である。佐藤は二四年八月校長心得を命ぜられ、二七年四月札幌農学校長に任ぜられ、以後明治四〇年に札幌農学校が消滅するまでその職にあった。

校務分担に関する規程は二〇年六月にいったん制定されたが、「少シク交互錯雑致候」との理由で二二年二月次のように改定されている。

学務係

第一款 左ノ八項ハ教官ノ分掌トス
〔マ〕

一 学生生徒授業及試験ニ関スルコト

二 学科課程ニ関スルコト

三 博物館及植物園ニ関スルコト

四 図書館ニ関スルコト

五 観象及標準時ニ関スルコト

六 解剖室ニ関スルコト

七 分析所ニ関スルコト

第二款 左ノ九項ハ舎監ノ担当トス

一 学生々徒ノ進退賞罰ニ関スルコト

二 学生々徒ノ勤惰及品行風儀ヲ監査スルコト

三 学生々徒ノ衣食住及衛生ニ関スルコト

四 学生寄宿舎ニ関スルコト

五 学生ヘ支給貸与物品授受ニ関スルコト

六 学生々徒ノ諸願届ヲ処理スルコト

七 学生々徒ノ学籍簿及契約証書等ヲ整理保管スルコト

八 学生々徒ヘ令達諭告等ヲ伝達シ遵守セシムルコト

九 卒業生異動ニ関スルコト

庶務係

一 往復文書淨写印刷及接受發送ニ関スルコト

二 文案審査ノコト

三 文書編纂及校務ニ関スル図書類ヲ保管スルコト

四 校印ノ進退ニ関スルコト

五 官印校印ヲ管守スルコト

六 統計ニ関スルコト

七 官報其他報告ニ関スルコト

- 八 図書出版ニ関スルコト
- 九 出勤簿ヲ整理スルコト
- 十 典札ニ関スルコト
- 十一 当直ニ関スルコト
- 十二 他係ノ担当ニ属セサルコト

會計係

- 一 歳入出予算決算及金錢物品ノ出納ニ関スルコト
- 二 調度物品ニ関スルコト
- 三 建物其他財産ヲ保管スルコト
- 四 新築修繕ニ関スルコト
- 五 不用物品売却ノコト
- 六 校内外掃除ニ関スルコト
- 七 給仕小使ノ進退ニ関スルコト

農園係

- 一 植物ノ稼穡及園圃ノ改良ニ関スルコト
- 二 開墾牧畜ニ関スルコト
- 三 温室ニ関スルコト
- 四 生産及製造物ニ関スルコト
- 五 農具ヲ整理保管スルコト
- 六 本園ニ属スル家屋及土地ヲ監守スルコト

- 七 本園事業ニ関スル報告統計及年報ヲ起案スルコト
- 八 本園ニ属スル公書及図書ヲ整理保管スルコト
- 九 本園ニ関スル文案起草ノコト
- 十 係員ノ出勤簿ヲ整理シ及当直ノ順次ヲ定ムルコト

伝習係

- 一 伝習科生徒ノ実習及學術ニ関スルコト
- 二 同上生徒ノ進退賞罰ニ関スルコト
- 三 同上生徒ノ勤惰及品行風儀ヲ監査スルコト
- 四 同上生徒ノ衣食住及衛生ニ関スルコト
- 五 同上生徒ノ支給ニ関スルコト
- 六 同上生徒ノ諸願届等ヲ処理スルコト
- 七 同上生徒ノ学籍簿及契約証書等ヲ整理保管スルコト
- 八 同上生徒ヘ令達諭告等ヲ伝達遵守セシムルコト
- 九 同上生徒志願者ノ願伺等ヲ処理スルコト
- 十 実業及學術ニ関スル統計并報告年報ノコト
- 十一 教場及生徒寄宿舎ニ関スルコト
- 十二 伝習科ニ属スル農具器械ヲ整理保管スルコト
- 十三 伝習科ニ属スル文書図書ヲ整理保管スルコト
- 十四 動植物試験ニ関スルコト
- 十五 農産物試作ニ関スルコト

十六 本係ニ関スル文案起草ノコト

十七 係員ノ出勤簿ヲ整理スルコト

〔農三四七〕

このような諸係とは別に、予科・農芸伝習科および諸施設にはそれぞれ主任者が置かれていた。明治二六年ころの主任者を参考までに記しておこう。

予科主任 新渡戸稲造(教授)、予科副主任 佐瀬辰三郎(助教授)、農芸伝習科主任 南鷹次郎(教授)、書籍館主任 新渡戸稲造、植物園主任 宮部金吾(教授)、農園監督 南鷹次郎、博物場主任 小寺甲子二(助教授)

このほか学校運営にかかわるものとして、教官会議があった。教官会議は農商務省管轄期から存在していたようであるが、その当時の規程や記録は見あたらない。明治二〇年三月制定の札幌農学校校則によれば、教官会議は授業試験課程等についての議決機関であり、かつ北海道庁長官および校長の諮問機関とされているが(六五七)、二二年九月に改定された校則では学務上の諮問機関となっている(七三〇)。

4 文部省管轄期の札幌農学校

明治二八年四月札幌農学校は三度その管轄を替え、文部省の直轄となった。創立以来約二〇年間文部省に属さぬ異色の教育機関であった札幌農学校は、ここに他の文部省直轄学校同様文部大臣の指揮監督下に入ったのである。『文部省年報』によれば、札幌農学校は明治二八年より三二年までは、高等商業学校・東京工業学校・東京音楽学校とともに「技芸学校」に、三二年以降は「実業学校」に分類されている。また明治三六年実業専門学校に関する法令の施

行と同時に同令の適用を受けることになった(九五九)。

文部省管轄期における組織上の大きな変化は、二九年の校則大改正により工学科・兵学科・予科が消滅しいったんその規模が縮小されたのに対し、三〇年代には土木工学科・予修科・森林科(のち林学科と改称)・水産学科を順次設置し、また農芸伝習科を農芸科と改称し課程を三カ年に延長したことなどである。これらの組織拡大に伴い教職員や学生生徒数はかなりの膨張を示している。

札幌農学校が文部省の管轄となると同時に従来の官制は廃止され、明治二六年勅令第二〇八号が実質的にそれに代わるものとなった(八一六)。同令の定める札幌農学校職員は、校長・教授・助教授・書記で、従前存在していた舎監・技手は廃止されている。また文部省直轄になったとはいえ、同令には「文部大臣ハ便宜北海道庁長官ニ委任シテ札幌農学校ヲ監督セシムルコトヲ得」との箇条もあり、その指揮監督上北海道庁と全く無縁となったわけではない。同令が廃止され、札幌農学校が他の文部省直轄学校同様に文部省直轄学校官制の適用を受けるのは三二年四月以降のことである(九一〇)。

校長の職務規程にも、文部省へ移管当時のものには北海道庁長官の許可を得て施行すべき事項がいくつか含まれていたが(八四二)、三二年にやはり改正され、それらの条項は消滅している(九三二)。

校内の事務機構も改正され、次のような四部一二掛が設置された(校務規程「明治二八年四月制定、八四五」)。

教務部(教頭を置く)——本科掛、予科掛、図書館掛、博物館掛
 農事部(部長を置く)——農事掛、伝習掛、植物園掛
 庶務部(主任を置く)——庶務掛、舎務掛
 会計部(主任を置く)——出納掛、用度掛、営繕掛

明治三〇年三月「校務規程」に代わって「処務規程」が制定され（四月施行）、事務機構は庶務部（庶務課―庶務掛、會計課―出納掛、用度掛）、教務部（教務掛、舍務掛、図書館掛、博物館掛）、農事部（農事掛、事務掛、伝習掛、植物園掛、農場）の三部制となった。庶務部の両課には課長が、教務部・農事部には部長が、各掛には掛長が、そして農場（第一―第八農場）には農場長が配置された。「処務規程」は三二年四月に大幅に改正され、機構は三部二課二館一園という形態をとる。左に改正された「処務規程」中、事務組織や分掌事項に関する部分を掲げておこう。

札幌農学校処務規程

第一条 校務ヲ分掌セシムル為メ本校ニ教務部舍監部農事部庶務課會計課図書館博物館植物園ヲ置ク但第一乃至第八農場ハ農事部ノ主管トス

第二条 教務部舍監部農事部ニ部長庶務課會計課ニ課長図書館博物館ニ館長植物園ニ園長ヲ置ク但教務部各科ニハ主任舍監部ニ副部長農場ニハ農場長ヲ置クコトアルヘシ

第三条 教務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各科ノ教授ニ関スル事項
 - 二 学生々徒ノ入学退学休学及学籍ニ関スル事項
 - 三 教官會議ニ関スル事項
 - 四 修学旅行及學術報告ニ関スル事項
 - 五 教授上ノ設備ニ関スル事項
 - 六 卒業生ニ関スル事項
- 第四条 舍監部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 学生々徒ノ賞罰ニ関スル事項

- 二 寄宿舎取締ニ関スル事項
 - 三 学生々徒ノ集会及印刷物ニ関スル事項
 - 四 衛生及風紀ニ関スル事項
 - 五 学生々徒ノ体格検査ニ関スル事項
- 第五條 農事部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農場ノ管理ニ関スル事項
 - 二 土地建物ニ関スル事項
 - 三 生産及製造物品ニ関スル事項
 - 四 農事実験ニ関スル事項
 - 五 事業報告ノ編纂ニ関スル事項
 - 六 現業生ニ関スル事項
 - 七 物品ノ保管購買貸借及修繕ニ関スル事項
 - 八 実験農場物品出納証明ニ関スル事項
 - 九 不用物品処分ニ関スル事項
 - 十 警備並ニ消防ニ関スル事項
 - 十一 小使以下ノ進退ニ関スル事項
- 農場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農場ノ経営ニ関スル事項
 - 二 動物飼養ニ関スル事項
 - 三 農産製造ニ関スル事項
 - 四 貸下地ノ監督ニ関スル事項

第六條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職員並ニ雇員及事業手ノ進退身分ニ関スル事項

二 校長ノ官印及校印ヲ管守スル事項

三 公文書類收受發送ニ関スル事項

四 公文書類ノ編纂及保存ニ関スル事項

五 成按文書ノ回議ヲ審査スル事項

六 一覽ノ編纂ニ関スル事項

七 儀式ニ関スル事項

八 当直ニ関スル事項

九 各部課ノ主管ニ屬セサル事項

第七條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 資金監理及処分ニ関スル事項

二 資金ノ予算及決算ニ関スル事項

三 歳入歳出予算及決算ニ関スル事項

四 歳入ノ確定收入及証明ニ関スル事項

五 経費ノ仕払及証明ニ関スル事項

六 營繕ニ関スル事項

七 物品ノ保管及購買貸借修繕ニ関スル事項

八 物品出納証明ニ関スル事項

九 巡視給仕小使看守人ノ進退ニ関スル事項

十 警備並ニ消防ニ関スル事項

十一 官舎貸渡ニ関スル事項

十二 不用物品処分ニ関スル事項

第八条 図書館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 図書ノ出納及保管ニ関スル事項

二 図書貸付ニ関スル事項

三 閲覧室整理ニ関スル事項

第九条 博物館ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 陳列品ノ保管ニ関スル事項

二 標本ノ採集及調製ニ関スル事項

三 内外国博物館ト標本交換ニ関スル事項

四 縦覧人及館内取締ニ関スル事項

第十条 植物園ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 植物試植栽培ニ関スル事項

二 温室ニ関スル事項

三 内外国植物園ト種子交換ニ関スル事項

四 生産物品ノ処分ニ関スル事項

五 縦覧人及園内外取締ニ関スル事項

〔以下略す〕

この規程はその後何度か改正されている。その主要な点を左に摘記しておこう。

○第一・二・四条中「舎監部」が「生徒監部」と改められた。

○第一条但書中「第八農場」の次に「第一第二基本林及演習林」の一字が追加された。

○第二条が左のように改正された。

「第二条 教務部生徒監部農事部ニ部長庶務課会計課ニ課長図書館博物館ニ館長植物園ニ園長教務部各科ニハ主任生徒監部ニ副部長農場ニ農場長基本林ニ基本林長演習林ニ演習林長ヲ置ク

但シ第一農場ニハ農場長ヲ置カス農事部長之ヲ直轄ス」

○第三条第六項の次に左の一項が追加された。

「各科主任ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 各科ノ教務ニ関スル事項」

○第五条中第二が「耕地未開地建物ニ関スル事項」と改正され、第七・九が削除され、左の一項が追加された。

「八 基本林ノ管理ニ関スル事項

九 演習林ノ管理ニ関スル事項」

また同条末尾に左の規程が追加された。

「基本林ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 基本林ノ経営及保護ニ関スル事項

二 林産物払下処分ニ関スル事項

三 林地境界ノ査定及測量製図ニ関スル事項

演習林ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 演習林ノ経営及保護ニ関スル事項

二 林産物払下処分ニ関スル事項

三 林地境界ノ査定及測量製図ニ関スル事項」

○第七條中八の次に左の二項が追加され、また一から五までは「出納掛」、六以降は「用度掛」の分掌とされた。

「九 実験農場物品出納証明ニ関スル事項

十 宅地建物ニ関スル事項」

○第五條農事部の管掌事務の第一として左の一項が追加された(明治三八年二月)。

「一 実験農場所屬不動産管理ニ関スル事項」

○第七條用度係の管掌事項として左の一項が追加された。

「六 本校所屬不動産管理ニ関スル事項」

また新たに「監査係」に關する左の規程が追加された。

「監 査 係

十六 資金ニ関スル事項

十七 収支伝票ニ関スル事項

十八 収支ニ係ル計算書ニ関スル事項

十九 物品出納計算書ニ関スル事項

二十 歳入歳出出納計算書ニ関スル事項

廿一 金櫃帳簿ニ関スル事項

廿二 會計検査院審理ニ関スル事項

廿三 物品検閲ニ関スル事項」

なお農事部長、植物園長、博物館長は明治三三年四月より官制によつて規定されるものとなつた(九三〇)。

二 文書の様式などについて

1 開拓使管轄期の文書

本書に収められている文書は大きく分けて(1)上部機構に提出したもの、(2)下部機構に対するもの、(3)上下の別のない他機関との往復文書、(4)外国人教師との往復文書などがある。開拓使管轄期の文書に限って言えば(1)に属するものとして、(a)仮学校・札幌学校・札幌農学校より校長や上部機関に提出したもの、(b)本支庁より開拓長官(次官)に提出したもの、(c)開拓長官(次官)より太政官に提出したものが、(2)や(3)についても同様にいくつかの類型があるが、ここでは学校で作成された文書を中心として、それらの文書の理解に役立ちそうなことを二、三記すこととする。

本書所収文書中には「上局」という名がしばしば登場する。これは「明確に定義する資料はないが、開拓使職制中『長官ノ命ヲ受ケ使中ノ事務ヲ糺判シ公文受付ヲ提掌ス』る判官と、『長官ノ指揮ヲ受ケ諸局ノ事務ヲ幹理ス』る幹事と、それに準ずる者で構成される各庁の上部決裁組織の総称」とされている(佐藤京子「開拓使文書の署名式等について」北海道総務部行政資料課『赤れんが』第六二号、一九八〇年)。明治一〇年に判官幹事等の官等が廃止されたため、大少書記官がこれに替わった。

学校が東京にあり、仮学校と称していたころの文書には上局という表現は余り見られず、上部機構への伺・上申などは「次官・五等出仕・幹事・七等出仕」などへあてて提出されているが、これは東京出張所における決裁機関の構成を示すものである(次官が東京出張所の上局構成員に含まれるか否かはわからない)。

学校と開拓使内外の他機関との文書の往復については特に記すほどのことはないが、本支庁・東京出張所の上局間の往復文書については多少の説明が必要である。これらの文書の署名式は時期により多少の変化がみられる。すなわち明治九年ころまでは差出宛先とも姓名官名が記されており、一〇年には差出は姓名官名宛先は地名官名となり、同年末ころより差出宛先とも地名官名となっているものが多い。しかしこれらは単なる署名式の変化で、文書の性格にまで及ぶものではない（詳しくは前掲佐藤京子「開拓使文書の署名式等について」を参照）。本書収録文書に登場する各庁の主な上局構成員は、札幌本庁では岩村通俊・松本十郎・堀基・調所広丈（明治八年以降）、函館支庁では杉浦誠、東京出張所では西村貞陽・安田定則・調所広丈（明治八年まで）・小牧昌業などである。上局構成員は固定しているわけではなく異動ももちろんあり、以上の人名と差出宛名等に連記された者は、同じ庁の上局構成員と考えられる。

写真は上局間往復文書のうちの一つで、二八二の元の形を示したものである。この文書は札幌本庁書記官より東京出張所書記官あてに出されたものであるが、東京へ送られた文書そのものではなく、札幌農学校に残された控であるため、その起案より文書発送に至るまでの経過（起案過程と略称）の概略を知ることができる。すなわち本文書は札幌農学校において起案され、記録局公文課および外事課を経てまず札幌本庁上局に提出され、上局では文案を審査し、ときには修正を加えた上で発送を許可している。外事課をも経由しているのはその内容が外国人に関するものであるためである。欄外にある「十一年一月十九日御検印済」とは、上局において文書の発送が認められたことを意味している。発送の認められた文書は起案過程を削除した部分が清書され、文書番号を付して発送される。ことがらにより多少の違いはあるが、だいたいにおいて上局間の往復文書はこのような手続により作成されていると考えられる。なお本書に復刻する場合、この起案過程に属する部分は原則として省略した。また本文書には日付が記されていないため、件名の次に検印日を補っている。

明治九年にクラークらが来日した後、外人教師と開拓使との間で校務その他につき文書の往復がひんばんに行われた。本書にもそのような文書がかなりの点数収録されている。文書の往復は校長である調所広丈のほか中判官堀基（一〇年以降は大書記官）との間でも数多くなされている。また文書の差出や宛名には官姓名の記載されることとが一般的で、文書が校長である調所へ提出されたものか否かを判別することは難しい（ホイラーは「権大書記官兼校長調所広丈貴下」と宛先を記すことが多かった）。なお、一四年三月教頭心得ブルックスに対し校務に関する文書はすべて森源三（同年二月調所に代わって校長となった）にあて提出する旨達があり、これ以後の文書の往復は校長との間で行われるようになった。

作成された文書にはその整理や検索のために文書番号を付されたものが多い。また残された史料が案文や控の場合も、文書番号が付けられていれば、その文書の正本が実際に発送されたものであると考えることが可能である。開拓使内で使用された文書番号のうち、本書に収録

（二八二）解剖学教師雇入に付米国在留公使へ依頼申入

された文書に係するものは次のようなものである。

天第何号＝長官への伺

地第何号＝長官への上申・届

札第何号＝東京出張所より札幌本庁への公文

函第何号＝東京出張所より函館支庁への公文

何ノ何号＝札幌本庁より東京出張所への公文

札幌農学校独自の文書番号も明治一二年ころより使用され始めている。それらに関する規程は発見されていないが、上局や校長への伺・上申には農第何号、他機関への照会・依頼・回答などには校第何号が、また校園（農場）より發送される文書には園第何号が使用されている。

2 農商務省管轄期の文書

農商務省への管轄に伴い公文書の様式にも変化が生じた。上部機構への伺・上申の文書は当初は四九一や五〇一などに見られるように札幌農学校（長）より「卿・輔・書記官・農務局長・会計局長」などへ回議書式により提出したものや、農務局長に対して提出したもの（四九七・五〇二）が混在しているが、北海道事業管理局の所轄となった後の一六年三月、伺・上申等は局長にあて差し出すことが決められ、これ以後札幌農学校に関する事項の農商務卿への回議は北海道事業管理局の当該課名をもって行われることになった。校長への伺・上申の文書にもその形式に変化が生じてきている。すなわち開拓使管轄時代より校長への伺・上申の提出者名は単に「札幌農学校」とのみ記される場合

がしばしばあったが、一六六〇ころよりは職名や姓名を記すことが一般的となっている。このような文書に関する規則の変更が何度か行われたことが推定されるが、それを示す史料は発見されていない。文書番号についてもいくつか変更がある。やはりそれらについての規程類は不明であるため正確にその意味を示すことはできないが、諸種の文書からおよそ次のように要約できる。

学第何号＝北海道事業管理局に対する伺・上申の文書に付された番号で、明治一六六〇九月二七日付文書に「学第一号」とあるのが最初に使用されたものである。

校第何号＝明治一五五〇七月二六日付、札幌農学校より札幌県勸業課あて文書に「校第一号」と付され、以後基本的には農商務省内外の機関との依頼・回答などの往復文書に使用された。明治一六六〇五月一二日より九月一九日までの一時期には北海道事業管理局あての伺・上申文書にもこの番号が使用されている。

達第何号＝明治一八八〇より使用され、校長より校内諸機関・生徒に対する達に付された。

園第何号＝校園より農商務省内外の諸機関への依頼・回答の文書に付された。また一六六〇年末までは校園より校長・幹事への伺の文書にも使用された。

第何号＝一五五〇年中は上部機構への伺・上申にも使用されているが、基本的には校長・幹事に対する伺・上申の文書に付された。校園よりの伺も一七六〇より同様に表記されたが、独自の一連番号を使用している。

3 北海道庁管轄期の文書

北海道庁の管轄下に置かれた札幌農学校では、校内の事務機構や分掌事項がそれまで以上に整備されていたことはすでに述べたところである。それと同時に明治二〇年中には「文書保存手続」「文書保存及出納順序」「校務取扱

手続」などがあいついで設けられ、文書の取り扱いに関する規程も整備されていた。これは札幌農学校を管理する北海道庁の同様の動きに対応するものであるが、これらの規程によりこの時期の文書の作成保存編纂等の大要を知ることができる。制定順序は前後するが、まず一二月に制定された「校務取扱手続」中より文書の作成順序や書式等に関する部分を左に示しておこう。

札幌農学校々務取扱手続

第一章 総 則

第一条 凡ソ校務ハ官制ニ從ヒ各其職務ヲ奉行シ勉メテ權限規程ヲ愼ルヘカラス

第二条 凡ソ文書ハ校長ノ閱覽ニ供スヘシ

第三条 長官ノ令達訓示内訓ハ常務ノ書記ニ於テ編冊シ副本ヲ以テ施行スヘシ

第四条 凡ソ文案ハ主務者ニ於テ起草シ常務ノ書記ニ合議校長ノ判決了リテ淨書発遣スルモノトス

第五条 凡ソ公書ノ字格ハ明瞭ヲ主トシ塗抹改竄スヘカラス其已ヲ得サルモノハ傍ニ朱書シ主務者之ニ検印スヘシ

第六条 凡ソ施行文書月日ハ発行ノ日ヲ記入スルモノトス

第七条 凡ソ文書ノ收受発遣ハ常務ノ書記ニ於テ取扱フト雖トモ休暇日若クハ昇降時限外ニ到達スル文書ハ当直ニ於テ処理スヘシ

第二章 文書取扱例〔略す〕

第三章 書 式 例

第十五条 長官ヘ進達并部長等ヘ往復ノ文書ハ校長名ヲ以テシ其他ハ事柄ニ依リ校名ヲ用フヘシ

第十六条 長官ヘ進達スル同上申届ハ初行ニ主要ヲ銘書シ校長署名捺印スルモノトス

第十七条 長官へ進達スル文書ノ結文ハ左ノ例ニ從フヘシ

贈詞 相伺候也 上申候也 上請候也 御届候也

答詞 承知仕候也 御受仕候也

第十八条 一般官衙へノ往復文書ノ結文ハ左ノ例ニ從フヘシ

贈詞 及御照会候也 申進候也 及御通知候也 及御依頼候也

答詞 及御回答候也

第十九条 凡ソ指令ハ左ノ文体ヲ用キ本書ノ余白ニ指令文并ニ年月日校長ノ官印及割印ヲ捺スヘシ

許可 願^{上申}之趣聞届候事
伺^願之趣聞置候事

禁止 願^願之趣難聞届候事
伺^願之趣難及註議候事

第二十条 凡ソ達ハ校長名ヲ以テシ校内一般ニ係ルモノハ宛ヲ記セス校員又ハ学生等一部分ニ止ルモノハ其名宛ヲ前行ニ署シ
結文ハ左ノ例ニ從フヘシ

右相達ス

右諭達ス

第二十一条 本校ヨリ起ル文書番号ハ左ノ区分ニ從フヘシ

長官へ同上申届 学第何号

校長へ同上申届 第何号

一般官衙へノ往書 校第何号

達諭達 達第何号

第四章 参校心得〔略す〕

第五章 願伺届差出方心得〔略す〕

第六章 任免出張〔略す〕

〔農三〇七〕

この規程は二三年二月に一部改正がなされたがさして大きな変化はない。明治二〇年八月に制定された「札幌農学校文書保存手続」の全文は次のとおりである。

札幌農学校文書保存手続

第一条 札幌農学校ノ文書ハ書記ニ於テ収蒐整頓シ以下各条ノ區別ニ抛リ之ヲ保存ス

第二条 左ノ文書ハ永久保存スヘキモノトス

一 北海道庁ノ命令指令

二 北海道庁令、同訓令、同告示、同告諭

三 北海道庁ヘ伺上申届書

四 本校諸達

五 事ノ創始ニ係リ又ハ後ノ例規參照ニ供シ若クハ成規定例ニ抛リ処分シタル回議及往復書

六 校員進退録

七 校員履歷書

八 諸統計及報告書

九 条約書、契約書、及命令書

第三条 左ノ文書ハ保存期限ヲ五年トス

一 決算ヲ了シタル金銭物品ニ関スル書類

第四條 左ノ文書ハ保存期限ヲ一年トス

一 原簿又ハ台帳ニ登録ヲ了リタル諸申牒

二 調査ヲ了リタル諸報告製表材料并官報材料

三 一時ノ処分ヲ了リタル往復書類

四 校員身分ニ関スル諸願届并受書出勤簿

五 北海道庁ヘ進達書ノ添書類

六 事輕易ニ属スル人民ノ願書

七 文書授受ノ簿冊

第五條 前數条中ノ文書ト雖トモ校長ニ於テ永久若クハ期限間保存ヲ必要トセス又ハ其期限ヲ伸長スルヲ必要ナリトシ或ハ全ク保存ヲ要セスト認ムルモノハ適宜之ヲ伸縮シ又ハ直ニ廃棄スヘシ

第六條 保存期限ノ計算ハ其文書処分完結ノ翌年ヨリ起算ス但會計年度ニ属スルモノハ本文ニ準シ該年度ニ抛リ計算スヘシ

第七條 永久保存ノ文書ハ曆年度ヲ以テ分界トシ之ヲ類別輯整シ施行ノ日ヲ逐テ編纂ノ上巻首ニ目錄ヲ付シ装釘スヘシ

第八條 一事件ニシテ數年度又ハ他ノ類目ニ交渉スルモノハ結了ノ年度又ハ事類ノ重キモノニ就テ編入スヘシ但交渉ノ部類ニハ各目錄ヲ掲ケ何部ニ載スト記註スヘシ

第九條 文書ニ添付スル絵図雛形其他重厚ノ圖書等ハ目錄ニ事由ヲ記シ別ニ裝釘スヘシ

第十條 文書ノ編冊ハ其厚サ凡ソ二寸ヲ適度トス

第十一條 期限間保存スヘキ文書ハ類別及ヒ保存年限ニ依リ便宜之ヲ收蔵スヘシ

第十二條 保存期限ヲ畢リ廃棄スヘキ文書ハ校長之ヲ檢シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁斷シテ廃棄ノ処分ヲナスヘシ

第十三條 文書処分完結ニ至レハ主任ニ於テ一件毎ニ首メニ結局ノ文書ヲ置キ其付屬書類ハ月日ヲ逐ヒ仮綴シ件名及種類ヲ記

シタル目錄ヲ付シテ其月分翌月五日以内ニ書記ニ交付スヘシ

第十四条 書記ハ前条ノ文書ヲ受ケ第二条第三条第四条ニ拠リ之ヲ甄別整理シ不完備ノモノアルトキハ主任ニ就キ完備ヲ覓メ其種類及保存期限等ヲ付箋ニ登記シテ校長ノ檢閲ヲ受テ編纂スヘシ

第十五条 編纂畢リタル簿冊ハ種類ヲ分チ年ヲ逐テ順序ヲ立テ目錄ヲ整シ冊号冊數棚番号等ヲ登記スヘシ

第十六条 前条ノ簿冊ニハ冊号冊數棚番号等ヲ登記シタル票簽ヲ貼付スヘシ

第十七条 平日取扱フ文書ハ退校ノ際必ス鎖鑰アル書匣ニ収メ非常變災ヲ予防スヘシ

〔農二九二〕

「文書保存及出納順序」は、「文書保存手続」に述べられた文書の類別、装釘、目錄そのほかについて具体的に定めたもので、「手続」第七条にいう永久保存文書の類別は、校員進退・校員出張・校員帰省養病・雇教師進退・学生募集進退卒業・伝習科生徒募集進退卒業・学生支給貸与・留學生學資・生徒授業料・卒業生異動・經費・建築修繕・郵便電信・器具物品請求・財産・開墾・牧畜・製造及生産物売却・典札・賞与・懲戒・雜件とされている。

4 文部省管轄期の文書

文部省の管轄となつた後も文書に関する規程はさきの「札幌農学校文書保存手続」が襲用されていたが、「今日ニ在リテハ實際適用スヘキ条項無之取扱上差支候」との理由で明治三十一年八月次のように改められた。

文書編纂保存規程

第一条 文書ノ保存年限ヲ分チテ左ノ三種トス

第一類 永久保存

第二類 二十年保存

第三類 三年保存

第二条 左ニ記載シタルモノヲ第一類トス

一 校則規程等ノ制定改正ニ関シ本省ニ上達スル文書並達指令

二 学生々徒ノ試験成績ニ関スル文書

三 本省ノ訓令指令又ハ例規徴証ニ供フヘキ文書及帳簿

四 金銭物品ニ関スル文書及帳簿

五 申牒統計報告類ニ関スル文書

六 非常又ハ特殊ノ処分ニ関スル文書

第三条 左ニ記載シタルモノヲ第二類トス

一 第二条第一号及第三号ノ文書中事ノ輕易ニ属シ永久保存ノ必要ナシト認ムルモノ

二 第二条第四号及第五号ノ文書及帳簿ニシテ永久保存ノ必要ナシト認ムルモノ

第四条 左ニ記載シタルモノヲ第三類トス

一 事ノ輕易ニ属シ二十年保存ノ必要ナシト認ムルモノ

二 一時ノ処分ニ止マル文書並帳簿

第五条 保存期限ノ計算ハ其文書完結ノ翌年一月ヨリ起算ス但シ會計年度ニ属スルモノハ該年度ニ抛リ計算スヘシ

第六条 文書ハ判決ノ月日ヲ逐ヒ類目ヲ分チ編纂スルモノトス

第七条 永久及有期保存文書成冊シタルトキハ主務ノ部課ニ於テ卷首ニ目錄ヲ附シ其類目保存期限部課名及冊数ヲ表紙ニ記載

シ前年分ヲ其翌年一月庶務課ニ引継クヘシ但シ農事部及會計課ニ係ルモノハ当分ノ内該部課ニ保存スルコトヲ得

第八条 庶務課ニ於テ前条ノ文書ヲ受ケタルトキハ編纂類目保存期限及完結ノ文書並欠漏ノ有無等ヲ点檢シ不備ノモノハ整理

セシメ保存簿ニ記載シテ棚架ニ排置スヘシ

第九条 保存期限ヲ畢リ廃棄スヘキ文書ハ庶務課長之ヲ点檢シ適當ノ措置ヲナシ會計課ニ交付スヘシ但シ廃棄シタル文書ノ目

録ハ廃棄ノ年月日ヲ記載シ第一類第二類ニ係ルモノハ永久第三類ニ係ルモノハ十年間庶務課ニ保存スヘシ

第十条 本省ノ訓令及指令ノ本書ハ庶務課ニ於テ月日ヲ逐テ編冊シ卷首ニ目錄ヲ附シ永久保存簿目錄ニ記載スヘシ

附 則

第十一条 農場ノ文書編纂及保存期限ハ本規程ヲ準用スヘシ

第十二条 本規程ハ明治三十一年九月一日ヨリ施行ス

第十三条 明治二十年八月校第二八四号札幌農学校文書保存手続ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

〔農六二七〕

この規程第七条にいう各部課の文書編纂類目とは次のようなものである。すなわち庶務課では本省訓令指令・達・申牒・職員・校員の履歴・記録編纂・統計報告・復命・雑の九種、會計課では上申伺訓令指令・土地建物・資金・総規・予算決算・報告・物品・金庫・出納・証明・雑の一一種、教務部では申牒・試験成績・学籍・修学旅行・入学及退学休学・欠席・卒業生・学生々徒・出欠表・舍務・図書・博物・雑の一三種、農事部では申牒・総規・部員・令達・報告・土地・建物・生産・小作・動物・物品・森林・種子菓樹・出納・生徒・雑の一六種となっている。すでに述べたように事務機構はこの時期に何度か改変されており、それに応じて右の「文書編纂保存規程」や「編纂類目」も当然変化しているものと思われるが、それらを示す記録は見あたらない。

文書番号は三一年一月に改正され、庶務課・會計課・教務部・農事部よりの發送文書および機密文書にはそれぞれ札農庶第何号・札農会第何号・札農教第何号・札農実第何号・札農秘第何号が使用されることになった。

文書の作成や取扱については「処務規程」により定められた。一例として明治三二年四月施行の処務規程のうち文書の作成取扱に関する部分を左に掲げておこう。この規程によりさきの文書番号は再度改められている。

札幌農学校処務規程

〔前略〕

第十一条 凡校務ハ校長ノ決裁ヲ經テ施行スルモノトス

第十二条 校務ハ総テ主務ノ部課ニ包含シ以下皆之ニ同シニ於テ關係ノ部課ニ合議シ之ヲ処理スヘント雖モ臨時ニ委員又ハ主任ヲ

定テ処理セシムルコトアルヘシ

第十三条 部課長事故アルトキハ他ノ部課長又ハ首席ノ部課員校長ノ命ヲ受ケ其職務ヲ代理ス

第十四条 部課長ハ所管ノ事務ヲ処理スルタメ事ノ輕易ニ属スルモノニ限り部課名又ハ部課長名ヲ以テ文書ノ往復ヲ為スコトヲ得

第十五条 校務ハ総テ文書ヲ以テ整理スルモノトス但至急ヲ要スルモノハ口頭処理ノ後文書ヲ以テ整理スルモ妨ケナシ

第十六条 秘密文書ハ通常ノ手続ニ依ラス便宜決裁ヲ請フコトヲ得但秘字ヲ文書ノ上欄ニ記載封筒ニ納メテ提出シ漏洩ノ虞ナキヲ期スヘシ

第十七条 公文書ハ総テ校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他人ニ示シ若クハ謄写セシムルコトヲ得ス

〔中略〕

第二十九条 本校ニ到達スル文書ハ庶務課ニ於テ之ヲ收受開封シ其件名收受番号月日等ヲ收受発送簿ニ記載シ本書ノ欄外ニ收受番号月日ヲ記シ主務ノ部課長ニ配付スヘシ

本省訓令指令等ヲ收受シタルトキハ庶務課ニ於テ謄本ヲ作り之ヲ主務ノ部課長ニ配付シ正本ハ校長ノ閱覽ヲ經テ編纂スヘシ
第三十条 電報ヲ收受シタルトキハ庶務課ニ於テ開封（約字ヲ用ヒタルモノハ訳ヲ附ス）シ電報配付簿ニ記載シ主務ノ部課長ニ配付スヘシ其親展ニ

係ルモノハ其名宛ニ配付スヘシ

校長宛ノ電報ハ親展ト否トヲ問ハス封ノ儘直ニ電報配付簿ニ記シ校長ヘ提出スヘシ

〔中略〕

第三十二条 收受発送簿及発送番号録ハ庶務課ニ之ヲ設ケ其発送番号ハ札農第何号ト附記スヘシ但農事部ニ係ルモノハ札農実第何号會計課ニ係ルモノハ札農会第何号ト附記スヘシ

文書番号ハ毎年一月ニ起シ十二月ニ止ム達及指令ノ番号ハ各別ニ之ヲ設クヘシ

第三十三条 校長決裁又ハ閲覧済ノ文書ハ庶務課長ニ下付スヘシ

庶務課長ニ於テ前項ノ文書ヲ受ケタルトキハ決裁又ハ閲覧ノ月日ヲ本書ニ記載シ其発送ヲ要スルモノハ淨写校正及鈐印ノ上發送シ原書ハ發送ノ月日ヲ收受發送簿ニ記入ノ上主任ニ返付スヘシ

部課名及部課長名ヲ以テ發スル文書ハ其主務ノ部課ニ於テ淨写校正鈐印ノ上適宜發送スヘシ

第三十四条 電報ヲ發スルトキハ其件名宛種類字数及料金等ヲ電報發送簿ニ記載スヘシ

第三十五条 發送文書ニ添附スヘキ書類及図表ノ類ハ総テ主務ノ部課ニ於テ調整シ原按ニ添ヘテ庶務課ニ交付スヘシ

小包郵便通運便第四種第五種郵便物ヲ以テ發送ヲ要スルモノハ荷造又ハ帶封ノ上庶務課ニ交付スヘシ

第三十六条 郵送スヘキ文書ハ庶務課ニ於テ取纏メ受信人発信人及種類量目税額等ヲ郵送簿ニ記載スヘシ

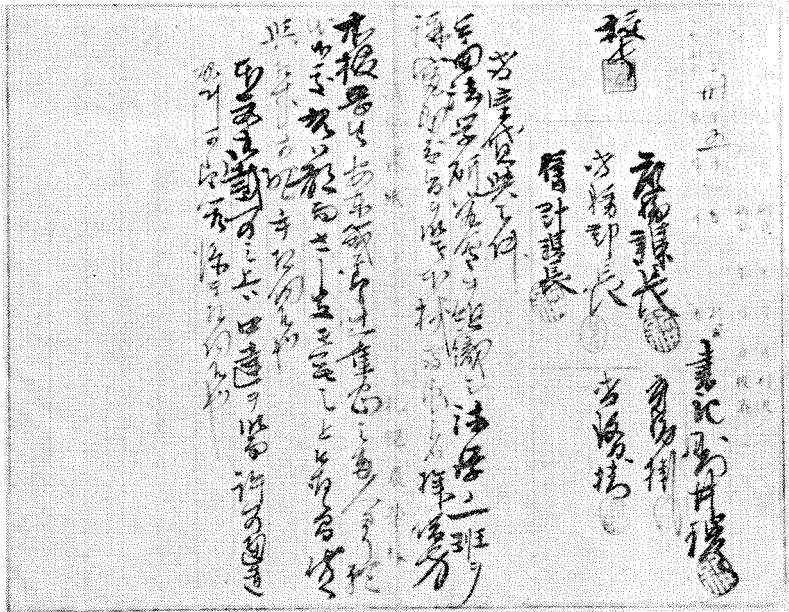
第三十七条 日々仕払タル郵便切手ハ庶務課ニ於テ郵送簿及電報發送簿ニ依リ其仕払額ヲ集計シ之ヲ郵便切手受払簿ニ記載スヘシ

ヘシ

第三十八条 達又ハ指令其他重要ノ書類ハ複写版又ハインキヲ用フヘカラス

第三十九条 各部課及職員ニ對スル達訓示ノ類ハ文書回閱ヲ以テ例トシ其学生々徒ニ関スルモノハ一定ノ場所ニ揭示スルヲ以テ式トス但三日間揭示シタル後ハ知了シタルモノト做ス

第四十条 本規程ニ附從スル帳簿様式及文例等ハ別紙書式ニ拠ルヘシ



(八八九 法学研究会より教室借用願出に付伺)

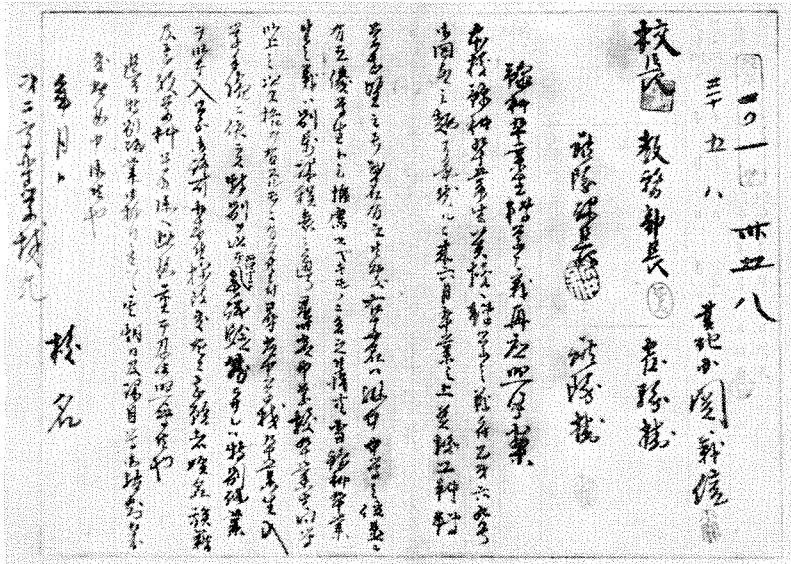
附 則

第四十一条 本規程中農事部ニ於ケル文書授受ニ属スル手續ハ当分ノ内適宜処理スルコトヲ得

第四十二条 本規程ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

〔農六四三〕

この時期の文書の多くには議案野紙が使用されている。写真はその一例で上(A)は八八九、次ページ(B)は八九一の元の姿を表している。(A)は校長への伺文書で、「校長團」とある下の欄には主務部課長(右列)および関係部課長、最下段には主務掛および関係掛の印が捺されている。(B)は校外へ出す文書の文案を校長へ伺い出たもので、校長以下の欄は前者と同様であるが、野紙の最右列に発送番号および判決・扱済の日が記載されている点が前者と異なっている。判決とは校長により文案が許可された日、扱済とはこの文案により正本が作成・発送された日と考えてよい。この文書は文案自体に日付が記入されていないため、本書では件名の次に「五月八日扱済」とし、また件名より右の部分は起案過程として掲載していない。なお議案野紙は明治二〇年代の初めの一時期に



(八九一 予科卒業生第二高等学校へ転学に付照会)

も使用されているが、ひんばんに使用されるようになったのは文部省の管轄となつてからのことである。様式は必ずしも一定してはいないが、写真に見るものと大差はない。

三 札幌農学校簿書および本書の編集について

作成された文書はさまざまな形に分類され編綴された。その分類や保存についてはすでに文書保存規程などともに述べてあるので、ここでは主に現存している簿書^{*}についていくつか述べることにしたい。

* 「文書保存手続」などでは「簿冊」と称されているが、ここでは当時の文書綴りや諸記録類をも含めて「簿書」と仮称する。

今日北海道大学附属図書館北方資料室には、明治五年に設置された開拓使仮学校以来、明治四〇年に札幌農学校が東北帝国大学農科大学となり消滅するまでの約三五年間に作成された簿書群がおおよそ千点ほど保存されている。それらは本書巻末に「札幌農学校簿書目録^{*}」としてまとめられているが、

このように大部の簿書群が残されたことの理由としては札幌

農学校以来今日の北海道大学に至るまで、校名や組織の改変のたびごとに文書類の引き継ぎが比較的厳密に行われたことのほか、幸いにして火災や戦災による被害をほとんど受けることがなかったという事情があげられるだろう。

* 一九八〇年四月、北海道大学百年史編集室から同名の小冊子を発行したが、本書所収の目録はそれに増補・改訂を施したものである。なお、目録中にはすでに簿書の形体を失った（あるいは簿書として編綴されなかった）と思われる文書類も適宜表題を付して掲載している。

簿書群の大半は、旧附属図書館（現在の農学部図書室）の一隅に積み上げられていたが、一九三七年に北方文化研究室が設置されたところ、高岡総長の配慮により同室に移された。同室は当初旧昆虫学講堂を使用し、簿書群はそれに隣接した石蔵（旧標本室）に保存されていた。一九五五年北方文化研究室は農学部建物内へ移転し、これに代って新設された法学部スラブ研究室が前記の建物を使用することになった。しかし簿書群はそのまま石蔵に残され、その後ある時期にはその存在を知る者も少なかったようである。

北方文化研究室はその後附属図書館内に移転していたが一九六七年に廃止され、同室所蔵資料はすべて附属図書館に引き継がれた。一九六八年にはそれらの資料と附属図書館が以前より所蔵していた北方関係資料とを合わせて北方資料室が設置された。一方石蔵に置かれたままとなっていた簿書群は一九六五年いったん附属図書館書庫内に移された後、北方資料室の設置と同時に同室に引き継がれ今日に及んでいる。なお北方資料室には札幌農学校時代に購入した書籍等も「旧蔵文庫」として保管されているほか、開拓使関係のお雇外国人との往復文書や、札幌農学校生徒の受講ノートなども保存されている。

簿書の残存状況には時期によりその密度にかなりの違いがある。各時期に実際にどれほどの簿書が編綴されたかわかがい知ることにはできないが、札幌農学校が開拓使より農商務省へ移管された際に次のようなものが引き継がれた

ことが記録に残っている（括弧内は冊数）。

- 札幌農学校関係分——〔諸帳簿〕 取裁録（10） 諸課文移録（18） 布告布達（21） 本科生徒誓約書（1） 予科生徒証書（1） 本
課届録（2） 雜書（30） 〔會計に関する書類〕 金員証書綴（16） 日計簿（3） 諸費精算簿（3） 經費録（7） 現金受払簿
（3） 月謝金収入簿（2） 諸官員月給仕出綴込（7） 生徒給受払簿（6）
農校園関係分——〔帳簿〕 農事明細簿（1） 牛豚増減簿（1） 文移録（7） 取裁録（1） 諸表綴込（1） 本國事業報告（1）
開拓使布令録（2） 開拓使公文抄録（2） 〔會計書類〕 經費録（6） 現金受払簿（1） 諸品払下人名簿（3） 收穫物受払簿
（4）

これらの一部は現存しているが、散逸したり処分されたと思われるものも少なくない。また前記の記録からもわかるように、簿書の編綴保存は校園でも独自に行われ、またその後も続けられている。校園では取り扱うべきことがらが限定されていたことや、その事務所が農学校事務室とかなり離れていたことによるのであろう。

文書保存規程の制定された明治二〇年の簿書として「札幌農学校公文録」六冊および「札幌農学校校裁録」九冊と、当時作成された公文録・校裁録のすべてが現存している。これは極めてまれな場合ではあるが、およそ当時どのように類別されて文書が編綴されたかを知るうえには格好な例でもある。明治三〇年代に入ると「札幌農学校公文録」の残存状況は極めて悪く、ほとんどの年が機密文書に属する人事関係の簿書一冊が残っているにすぎない。

「明治三十四年札幌農学校公文録」と表題を付した簿書が一〇冊ほどある。そこには仮学校設置当時の文書より明治三〇年ころに至るまでの文書が、職務分掌に応じて庶務・教務・会計などと分けられた上、さらにその内容により分類され編綴されている。これらは明らかに後代の編纂によるもので、さきに示した開拓使より農商務省へ引き継がれた簿書の一部もこのうちに再編綴されているのではないかと思われる。このようにまとまった形で後代編纂された例は他に見ることができない。なぜこのようなことが行われたのかは明らかでないが、この当時札幌農学校の移転が

すでに決定しており、建物の新築工事が進行中であるので、あるいはそれに伴う諸文書の整理の一環であったのかも
しれない。

現存している簿書には個個の公文書類をつづったもの（文書綴り）や諸帳簿類、その他日記や諸報告類などがある。
文書綴りに属する簿書は文書の性格により分類・編綴されているものが多い。すなわち校長や上部機関への伺・上申
文書は取裁録、他機関への依頼・照会・回答文書は文移録といったぐいである。簿書の表題には時期によりかなり
変化があり、伺留・上申稟議録・校裁録などあるものは取裁録のたぐいであり、往復留・往復綴などあるものは
文移録のたぐいである。また「札幌農学校公文録」（明治三四年編綴にかかわるものを除いても諸機関との往復文書をつ
づいたものが主である。

上部機関や校長より出された達や指令の文書は達留・布達録などという形にまとめられている場合もあるが、伺に
対する指令・達の場合はその伺文書とともに取裁録につづられているものが多い。

帳簿類には精算簿・受払簿・領収簿・諸物品台帳など金銭物品の出納にかかわる帳簿のほか、出勤簿・出欠簿・番
号簿などがある。番号簿とは諸文書の発送受入等を記載したもので、文書の日付やすでに処分あるいは散逸した文書
の存在を確認する上では有効なもので、発送簿・收受発送簿なども同性質のものである。

このほか日誌日記類や修学旅行報告書も比較的多く残っている。日記類には一般的な日記のほかに当直日誌や巡視
日誌といったものもあり、いずれも他の公文書では知り得ない校内の種々の動きを伝えるものである。明治三〇年代
に数多く残されている修学旅行報告書とは、学業の一環として学生が休暇などを利用して各地へ出かけ特定の研究を
行った成果をまとめたもので、当時の学生の学業状況を知るうえでは貴重な史料といえよう。

これらの簿書の大きさは必ずしも一定していないが、文書綴りに属するものは縦27 cm、横19 cm程度か、あるいはそ

れよりやや小さめ（B5版くらい）のものが多く、明治二〇年ころまでは札幌農学校の管轄庁である開拓使・農商務省・北海道庁の野紙が主として使用されているが、二一年ころからは札幌農学校野紙が一般的に使われている。帳簿類・日記類・諸報告書類の大きさも多くは前記の文書綴りと同程度であるが、出勤簿などやや大型なものもいくつかある。

以上は北方資料室に現存している簿書群の主要なものを概観したにすぎず、このほかに札幌農学校在学中の有島武郎などの虫歯の本数まで記入した身体検査票など、多種多様な文書類が簿書群中に含まれている。しかし土地建物や会計・学籍に関するものはほとんど含まれていない。それらはその性質上前述の簿書群とは別に保管されたものと思われる。その一部は事務局をはじめとする学内の諸機関に現存している。また前述の簿書群が実際に利用されたことは少なく、本格的にこれらの史料を活用したものとしては、『創基五十年記念北海道帝国大学沿革史』（北海道帝国大学、一九二六年）および『北海道大学創基八十年史』（北海道大学、一九六五年）の二冊が挙げられる程度であろう。

本書はこのような札幌農学校簿書を中心として、これに北方資料室所蔵の開拓使関係外国人書簡や北海道所蔵簿書^{*}、国立公文書館所蔵の公文録・公文類聚などを加えて、札幌農学校史上比較的重要と判断された文書・記録等を抄出し、収録したものである。諸文書の収録にあたっては各年次の簿書中より重要（と思われる）文書を抜き出し、規則・職制・人事・学科・行事・学生生活・経理・附属施設等々の項目を設けて適宜分類し、各文書の重複（同一文書の正本・副本・控・案文などが複数の簿書より発見されることはしばしばあった）や前後関係などを検討した後、再度選択を加えて編年に編集するという方法をとった。日付不明の文書（そのほとんどは案文）は欄外や議案野紙中に記された判決・発遣・扱済・仕出などの日付や、番号簿に記されている日付を採用し、なるべく時期を限定するようにした。そのよう

な文書は件名の下(あるいは次行)に「一月一日発遣」などと記載してある。

このようにして収録候補にあがった文書は、原稿用紙に浄書した結果予定分量の三倍近くになることが判明した(本書は当初一〇〇〇ページを予定分量としていた)。このため一方ではページ数の増加を図り、他方では収録候補となった諸文書の割愛がなされた。その際札幌農学校に関する法令や校則など制度史として基本的な史料を削除することは極力避けたが、すでに刊本として発行されているものや、お雇教師が開拓使に対して果たした寄与を示す史料など札幌農学校周辺の事情を示す文書類の多くを割愛せざるを得なかった。結果としておよそ千点の文書類を本書に復刻することとなったが、それらは前述の簿書群に含まれた文書類のうちのごく一部分を示すものにすぎない。本書を手がかりとして、多くのかたが原史料たる簿書を活用してくださることを期待したい。

* 北海道所蔵簿書の全容を示すものとして『北海道所蔵史料目録 第一―四集(簿書の部)』(北海道、一九六一―六三年)が刊行されている。同簿書中より本書に収録した文書は、主として『開拓使公文録』『外国人贈答録』、各種の『文移録』や『裁録』より採録している。

最後に参考史料をいくつか紹介して結びとしたい。まず第一に『札幌農学校年報』があげられよう。これは教頭(外国人教師)により編纂されたもので、校内の主な動きや学科内容、教職員生徒の一覧などが記されている。明治一〇年に出版された第一年報より一四年の第五年報までは英文・和文の二種があり逐年印刷されているが、第六年報は英文のみで、一四年から一九年に至る記事をまとめ二一年に発行されている(『復刻版札幌農学校年報』全二冊、北海道大学図書刊行会、一九七六年)。明治二一年からは主要な規則や学科課程、教職員生徒名等々を盛り込んだ『札幌農学校一覽』が出版されている。原則的には毎年出版されていたようであるが、二―三年分を一冊にまとめたものもある。これらは札幌農学校史を扱う場合最も基本的な文献の一つに教えられるものである。『蕙林』(明治二五年第一号発行、二九

年『学芸会雑誌』と改題)『文武会雑誌』(『学芸会雑誌』廃刊後その号数を引き継ぎ明治三四年第三五号発行、のち『文武会々報』と改題)は学生生徒により結成された学芸会・文武会の機関誌で、論説・文芸・雑録・雑報などより成り、明治二〇年代中葉以降の学生生徒の活動や関心あるいは学内の動きを知る上でも貴重な史料である。このほか農学校関係者によって発行された雑誌には『農友会報告書』『農友会雑誌』『札幌農学会報』『工学会々報』『札幌同窓会報告』などがある。『開拓使日誌』(明治二一〇年)は当時一般に中央諸官庁において発行された日誌の一種で、開拓使に関するさまざまな記事を含んでおり、開拓使派遣留学生や仮学校―札幌学校―札幌農学校に関するものも少なくない(北海道編『新北海道史 第七巻史料一』に復刻、一九六九年)。明治一八八大蔵省より発行された『開拓使事業報告』は開拓使による諸事業をまとめたもので、同報告第四編(教育)には開拓使による諸教育施策が記述されている(明治文献資料刊行会より『明治前期産業発達史資料 別冊24』として復刻、一九六七年)。

* 「昭和五十四年度科学研究費研究成果報告書」として印刷された『日本近代史における札幌農学校の研究』(研究代表者永井秀夫、一九八〇年)に、農学校関係者の伝記や雑誌論文・写真集など参考文献の紹介がある。

付 「壬申日誌」「明治六・七年日記」および「開識社記録」

壬申日誌

『壬申日誌』(「日誌」と略記)は開拓使一六行詰野紙(縦約27cm、横約38cm)一四〇枚ほどに記載し、二つ折りにして表紙を付したものである。記事は明治五年二月一七日に起こり、同年一月二八日で終結している。開拓使より太政官正院へ学校設置の伺がなされたのが同年一月、仮学校の開校が四月であるから、時期的には仮学校設立準備期より五年末までが含まれているわけである。^{*}

* 明治六年より太陽曆を採用したため、明治五年は二月二日で終わり、翌日が明治六年一月一日となった。

二月一八日から二五日までの記事には日付の次行に何名かの人名が列記されている。例えば一八日（この日だけは日付の次行ではない）の、「荒井郁之助 河村幸雄 久保達吉 大島武介 尾崎健一郎」がそれである。彼らはいずれも学校掛（または仮学校掛）を命ぜられた開拓使官吏で、*「日誌」の記載者はこれらの学校掛員以外には考えられない。筆跡よりそれが複数の人物によるものであることは明らかであるが、今のところ個々の記載者を確定するまでには至っていない。当時の諸文書により筆跡等の検討が行われれば、それを特定することも不可能ではあるまい。

* 荒井郁之助以外は「日誌」中にその名が登場する以前に学校掛を命ぜられたことは当時の辞令録（諸辞令留道〇〇五六八）などにより明らかである。同辞令録によれば、荒井は明治五年一月一二日に旧榎本軍の降将大島圭介や松平太郎らとともに開拓使御用掛となり、二月二三日同五等出仕（奏任）となっているが、仮学校との関係を示す記事は三月一七日の項に「仮学校掛へ」とあるものが初見である。この記録のみから判断すれば「日誌」の二月中の記事に荒井の名が学校掛の官吏の名とともにひんばんに、またその筆頭に現れるのは不可解なことである。恐らく口頭辞令のごときものが以前にあったのではないかと推測される。

「日誌」に記載されていることからは物品調達・人事・生徒の入退校などが中心となっており、特に人事・生徒の入退校については詳細である。また記事の対象は仮学校（男学校）が中心となっており、このほか電信生徒や女学校、アイヌ生徒、さらに函館の露語生徒のことにまで及んでいる。「日誌」が学校掛員によって書かれたと仮定したうえでのことであるが、これらの記事内容は、札幌に設置された資生館が学校であると同時に教育行政機関でもあったように、学校掛も単に仮学校のみを主管するだけではなく、東京出張所における教育行政をもその役割として有していたのではないかと推測させるものである。

明治六・七年日記

『明治六・七年日記』（日記と略記）も『壬申日誌』と同じく開拓使野紙に記載されている。枚数は約一一〇枚で、初めより三十数枚（明治六年九月二三日の記事まで）は「日誌」と全く同一の一六行詰野紙、それより後は二〇行詰野紙が使用されている。やはり表紙を付してとじられているが、表紙には「日記 明治六年三月 同七年十二月迄」と記されており（札幌農学校史料¹）の口絵写真参照）、『明治六・七年日記』とは本書編集者の付した表題である。

記述は明治六年三月一七日の仮学校改正掛に関する記事に始まり、七年二月二八日の、正月に備えて門松の準備に関する記事まで一年九カ月余にわたっているが、さきの「日誌」終結日からは三カ月半ほどの断絶がある。六年五月一〇日の項に「是迄ハ旧日記ヨリ写シ」との記事がある。またそれに符合するようにこの日までの「日記」の筆跡はほとんど一定している。

仮学校はこの年三月一四日にいったん閉校し、四月になって再び開校された。この間生徒や職員が大幅に減員されたのははじめ、規則や組織が大きく変更されている。「日記」の始まる三月一七日とはこのような改革をなすべくその担当者としての仮学校改正掛が置かれた日である。かりに三月一四日に閉校された仮学校を「旧仮学校」、三月一七日より改正が企てられ四月に開校した仮学校を「新仮学校」と呼ぶならば、『明治六・七年日記』は、「旧仮学校」の一時期（恐らく六年の元旦または始業時）より「新仮学校」の一時期（五月一〇日）まで連綿と書き続けられてきた「旧日記」のうち「旧仮学校」に属する部分を捨て、「新仮学校」の起点として仮学校改正掛の設置を位置づけた上で、その三月一七日以降の記事を採録した後に五月一日以降の記事を日ごとに書き加えていった「新仮学校」にのみ属する日記であると考えられるだろう。

「日記」の記載者は確定できないが、筆跡よりすれば恐らく二、三人程度で、仮学校改正掛を勤めた後、仮学校事

務掛を命ぜられた柳田友卿・森源三・井川洸らではないかと思われる。記事の内容についても「日誌」同様、人事や生徒の入退校が詳しいが、六年九月一〇日より天候が、七年六月以候気温が時おり書き込まれているのは「日誌」に比して目新しい点である。

開識社記録

開識社とは弁論や討論を通じて知識を練磨することを目的とした学生たちによる結社の名である。明治一〇年代にはこのほか同様の組織として尚友社や農話会、二〇年代にはほぼ全学的な組織として学芸会などが設立されていくが、開識社はそれらの嚆矢をなすものである。今日のようなクラブ活動のなかった明治一〇年代においては、このような弁論・討論会は学生たちの余暇活動において重要な一環をなしていた。

本書には今日北大附属図書館北方資料室に現存している『開識社記録』（以下「記録」と略記）全四冊のすべてを複製した。「記録一」は当時の生徒たちが使用したと思われるノートにペンまたは筆により、「記録二」は和紙（無野紙）にごく一部を除き筆で記されている。この二冊は後代に製本されており、原表題がどのようなものであったかわからない。製本されたものにはそれぞれの背に「開識社記録一」「開識社記録二」と金色の箔押しがなされている。製本後の大きさは「記録一」が縦24 cm・横19 cm、「記録二」が縦25 cm・横17 cmである。なお「記録一」の冒頭部分（本書六三ページ二行目より六三ページ一三行目に該当する部分）は、記録の本文とは異なる紙に記載されており、後に貼付した跡が見られる。またこれに続く部分は“by saying: The style of…”と、文章の途中より始まっているが、この以前には数回分の記事の欠落のあることが推測される。

「記録三」および「記録四」はいずれも縦23 cm・横16 cm程度のもので、和野紙に主として筆により記載されている。「記録三」の表紙には「開識社記録 明治三十四年十月十八日 札幌農学校寄宿舎 開識社」と、「記録四」には「開識社記事 明治三十八年四月」と記されている。この二冊は近年北海道大学恵迪寮より寄贈を受けたものである。

る。

開識社の設立願は生徒一九名の連署をもって明治九年一月一日付けで校長調所広丈に提出された(二一八)。願書にはクラークにより“Respectfully forwarded with recommendation that the request be granted, provided the Constitution and By-laws be acceptable to the Director.”と添書^レれ^ルが、“Constitution and By-laws”とは「記録一」冒頭にある“Constitution and By-laws of Kaishikisha”を指すのであろう。^{*}明治九年の『当直日記』一月一八日の項に「生徒ヨリ兼テ願出之夜会当夜開業セリ但社会長佐藤副長安田書記黒岩等ナリ井川森望^{イナ}聴ス」とあるのは、開識社第一回の会合を示すものと思われる。

^{*} この規則はクラークにより作成されたと言われている。クラークの開識社に対する関心は深く会合に顔を出したこともあったようで、一期生佐藤昌介は後年次のように語っている。

「或る晩クラーク先生が他の教師を連れて、突然実見に來たのは最も不意の襲撃で、時に小野琢磨氏が十五分斗り立往生をなしたのも此時であつた」(佐藤昌介「三十年前の今日このごろ(一)」『文武会会報』第五〇号、明治四〇年)

設立後の開識社の動きについては「記録」自体が最も詳細であり、また「記録一」に関する時期については詳細な研究^{*}もあるので、ここでは記録の残されていない時期の開識社のいくつかの動きを略述しておくたい。

「記録一」の終わりに近い部分、一四年九月二四日の記事に「当社尚友社合併ノ事ヲ議ス」とある。尚友社とは「学問上ノ件ニ関シテ討論研究シ俱ニ知識ヲ拡ムル」ことを主旨とし、志賀重昂ら四期生により設立されたものである。この件は開識社による尚友社の吸収合併という形で同年一月ころ決着した。^{**}

^{*} 亀井秀雄「開識社の研究」、『北大百年史 通説』に収録予定。

^{**} 開識社と尚友社との合併に関する記事は志賀重昂の「札幌在学日記 上」(『志賀重昂全集』第七卷)にいくつか見られる。同日記一月五日の項に「尚友、開識社合併の議に付き予正理を主張し動かず而して議遂に合はざるを以て退社す然れども予議

長の任にあるを以て議頗る難に渉る然れども予は自ら復た出席せず此夜両社々員二十五名親睦会をなしたりと聞く」とあり、このころ合併したと思われる。

「記録一」と「二」との間の期間、すなわち明治一四年一月ころから二〇年一月ころまでについての開識社の動きはほとんどわからない。ただ一七年九月ころより会場を復習講堂から食堂に移したことや、一四年に改定された規則がさらに変更され、卒業生もまた社員たるの資格を有するようになっていたことが五五三よりうかがい知られる程度である。

「記録二」は明治二一年一月一〇日の第一九三回で中断しているが、その後の動きについては『蕙林』第九号（明治二七年）雑報中の次の記事に詳しい。

○開識社の復興

開識社は我農学校先進諸氏が智識交換及び親睦の爲めに創立せしものにして会を開くこと二百有余回、其記録は今猶保存せらる、然るに不幸にして一昨年の春より中絶の姿となり居たるが、本科生中の有志者其空しく廃絶に帰するを惜み、昨年の十月頃より復興の計画をなせり、十一月に至り諸事稍整ひたるを以て同十八日復習講堂に於て復興の式を挙ぐるの運に至れり同日は午後坂岡末太郎氏の「復興の主旨」を以て開かれ、高橋良直氏の「進化論の由来」時任一彦氏の「亡霊と其写真」（載せて別項にあり）等ありたり、会終りて会員協議の上以後の講演者はアルフワヘットの順を以て定むることとなし、尚ほ反対の順序を以て二名の委員を定め、講演の筆記等他の諸事の周旋を負担せしむることとなしたり、且つ別に会頭を置かず、只一期の任期を以て一名の幹事を撰み大体の事務を托することとなしたりと、当日はブリガム氏も出席し一場の演説を試みたり、先づ熱心は人をして已れ以上の事をなさしむるの力あることを論じ、次に此熱心を以て万事に当り、徒らに官途を望まず北海道の実業の爲め、日本農業の進歩の爲め全力を尽すべきことを涙を揮つて勧められたりとぞ、

十二月二日亦復習講堂に於て例会を開き、加藤清正の治水事業（藤田昌氏）北海道の冬（芳賀亀太郎氏）Rudimentary organs

of man (平塚直次氏) アイヌに就て (広瀬渡氏) 等ありたり

明治二五年春に中絶し、二六年十一月復興されたと記事中にあるが、復興された開識社は長続きしなかったよう
で、翌年三月に第二三五回例会の開かれたことが『蕙林』一一号に記載されているが、その後いつまで継続したのか
は不明である。明治三四年に再度開識社が復興された際には従前の回数を継承せず、新たに第一回より記録を始め、
また「社則なるものは更らに設けず」と組織面においても従前のものとは異なるものとして出発した点は、それまで
かなりの中断期間のあったことを推測させる。

「記録四」は明治四一年三月二八日の第三四次例会の記事をもって終わるが、例会はその後昭和に至るまで連綿と
して続けられており、昭和八年恵迪寮史編纂委員会によって発行された『恵迪寮史』には、第一五四回(昭和八年二月
六日)までの記事概要が掲載されている。また今日でも北海道大学恵迪寮においては、「開識社」の名のもとに智識
や経験を発表する会が断続的に開かれている。

なお、「記録」中には日付や回数が記されていないため、次の記事との区別が表記上わかりにくい場合もあった
ため、掲載に際しては次の記事と判断される部分との間に行間を広くとった。「記録」は全体的に難読で誤字も非
常に多いが(英文では文法的な誤りも少なくない)、明らかな誤記であってもある程度文意が了解できると考えられるもの
には「A」や「B」を付さずそのまま復刻した場合もある。

(山田博司)